

芦屋市/打出/芦屋/財産区山車助成金支出に係る細則

第1条 対象団体は、芦屋市/打出/芦屋/財産区山車維持管理費助成要綱（以下「助成要綱」という。）第1条に定める山車の保存及び運行活動を行う各地区の「地車愛好会，同好会，保存会」等の団体とする。

第2条 次の各号のいずれにも該当する場合に限り芦屋市/打出/芦屋/財産区年度予算の範囲内で助成する。

- (1) 打出/芦屋/財産区管理委員会にて委員の過半数の賛同で認められた「地車愛好会，地車同好会，保存会」等の山車であること。
- (2) 地区の「地車愛好会，同好会，保存会」等として，メンバー構成が地区内で確立された組織構成とされていること。（会長，副会長，会計，書記他）
- (3) その山車の曳手・担ぎ手にあつては，過半数以上の市民でメンバー等が構成されていること。
- (4) 山車の維持管理経費等については，資金計画に透明性があること。
- (5) 要綱第5条の「交付申請書」及び要綱第8条の「実績報告書」について虚偽の申告が判明した場合は，助成要綱第9条により，助成金の返還を求めるものとする。
- (6) (5)の結果については，次年度の交付に当たっては，打出/芦屋/財産区管理委員会にて審議し，その結果を市長報告する。
- (7) 一時的に祭りに参加するため，山車を他の地区又は市外より一時的に借用し参加する山車については，この助成金の対象外とする。

要綱及び細則で定めるもののほか，助成金の交付に関して必要な事項は，打出/芦屋/財産区管理委員会にて審議する。

附 則

この細則は，平成26年10月1日から施行する。